

第三者行為による負傷について

第三者行為とは、「交通事故」をはじめ「喧嘩」等、第三者から損害（けが等）を受ける行為のことを言います。負傷した時、保険証（健康保険）を使用して治療を受けることができますが、必ず健保組合へ書類『第三者行為による傷病届』の提出が必要です。

本来、第三者の行為により負傷した際の治療費は加害者が負担すべきものですが、健保組合へ書類を提出することにより、健保組合が負傷した方の自己負担金額（3割）を除いた金額（7割）を、加害者に代わり一時的に立て替えることとなります。後日、健保組合が立て替えている金額を、加害者へ損害賠償請求をすることになります〔図-1参照〕。

まずは、健保組合にご連絡のうえ、書類『第三者行為による傷病届』の提出を必ずして下さい。

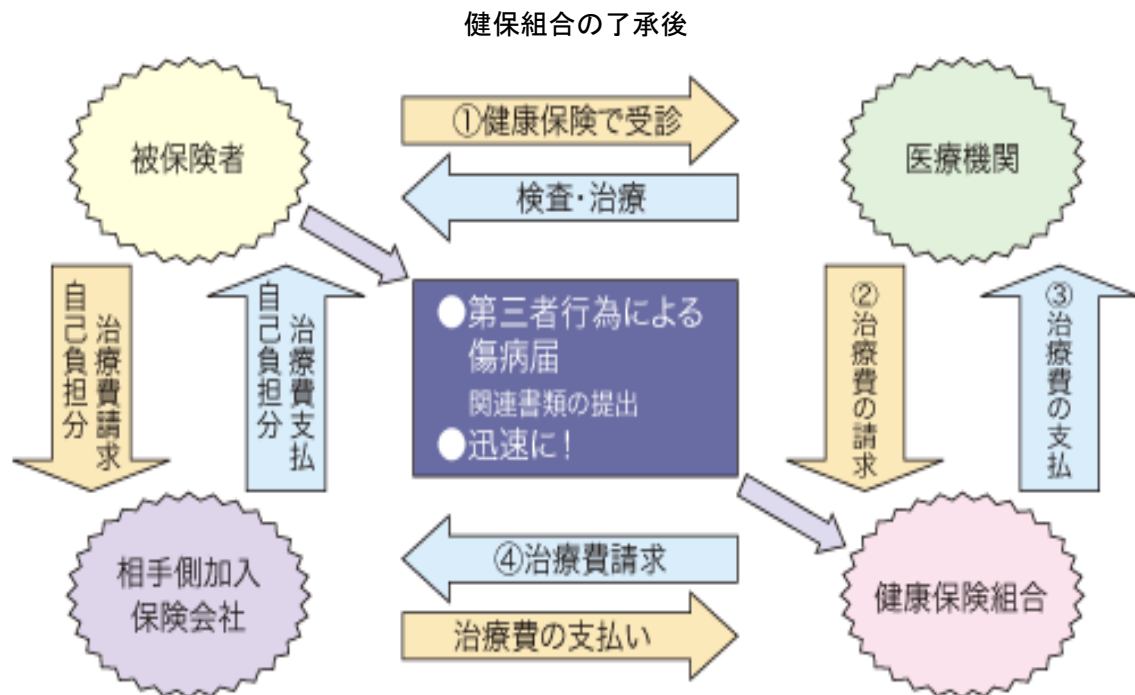


図-1 第三者行為の給付の流れ

◆ 交通事故（業務および通勤災害以外）にあつたら

- ① 加害者の確認 氏名、年齢、住所、TEL、勤務先、免許証、自賠責保険証、任意保険加入状況、車検証を確認する
- ② 警察へ連絡 現場検証を必ず行って、『交通事故証明書』を請求する
- ③ 病院で受診 「第三者行為による負傷」の旨を伝えて受診する
- ④ 健保組合へ連絡 事故発生年月日・場所・被害者及び続柄、事故内容、けがの状況を伝え、保険証使用の了承を受け、速やかに『第三者行為による傷病届（自動車事故）』を提出する

注意 1. ひき逃げ事故・自損事故・事故車に同乗の場合でも、健保組合への連絡と下記の書類の提出は必要です。

注意 2. 最初から保険証（健康保険）を使用しない場合、書類の提出は不要です。但し、途中から保険証（健康保険）を利用する場合、その時点で、健保組合へ書類を提出して頂きます。

◆ 喧嘩等（他人の加害行為）にあったら

- ① 加害者の確認 氏名、年齢、住所、TEL、勤務先、損害保険加入状況等を確認する
- ② 病院で受診 「第三者行為による負傷」の旨を伝えて受診する
- ③ 健保組合へ連絡 事故発生年月日・場所・被害者及び続柄、事故内容、けがの状況、被害届の有無を伝え、保険証使用の了承を受け、**速やかに『第三者行為による傷病届（他人の加害行為等）』を提出する**

注意1. 学校内での喧嘩の場合、学校側を交え、加害者（親権者）と話し合いのうへ、健保組合が立て替えている医療費の請求先を確認して下さい。

注意2. 最初から保険証（健康保険）を使用しない場合、書類の提出は不要です。但し、途中から保険証（健康保険）を利用する場合、その時点で、健保組合へ書類を提出して頂きます。

◆ 提出書類 各傷病届・誓約書・念書はHPダウンロードコーナーに掲載

自動車事故（ひき逃げ事故・事故車に同乗含む）の場合

- ① 第三者行為による傷病届（自動車事故）… 被保険者が記入
- ② 誓約書 … 加害者及び加害者が加入する損保会社が記入
- ③ 念書 … 被保険者が記入
- ④ 交通事故証明書（人身事故）（写） … 自動車安全運転センター発行
※物損で処理された場合、人身事故証明書入手不能理由書も必要です
- ⑤ 診断書（写）

自損事故の場合

- ① 自損事故による傷病届（自動車事故）… 被保険者が記入
- ② 交通事故証明書（写）
- ③ 診断書（写）
※上記②③はあれば添付して下さい

喧嘩等（他人の加害行為）の場合

- ① 第三者行為による傷病届（他人の加害行為等）… 被保険者が記入
- ② 誓約書 … 加害者及び加害者が加入する損保会社が記入
- ③ 念書 … 被保険者が記入
- ④ 診断書（写）

◆ 注意事項

- ① 示談をすると、示談日以降の医療費の請求が出来なくなりますので、示談する前には必ず健保組合へご連絡をお願いします。
- ② 治療が終了したら、健保組合は立て替えている医療費を加害者（損保会社）へ請求しますので、健保組合へ連絡して下さい。
- ③ お互いに過失が生じていた事故の場合、内容によっては補償額が減額されるケースがあります（過失相殺）。